

盛岡市観光文化交流センター内 5 階カフェテリア運営事業者募集要領

盛岡市観光文化交流センター（以下「プラザおでって」という。）内において地域の交流促進やにぎわいの創出を図ることを目的に、民間のノウハウを活かしながらカフェテリアを運営する事業者（以下「運営事業者」という。）を次のとおり募集します。

1 施設の概要等

(1) 建物の名称、所在地

盛岡市観光文化交流センター

盛岡市中ノ橋通一丁目 1 番 10 号

(2) 当該施設の面積、使用料等

5 階カフェテリア 面積 125.00 m²（別図参照）

使用料 年額 1,646,427 円（令和 7 年度）

（参考）年額 1,604,918 円（令和 8 年度見込額）

※使用期間により月額又は日割で按分。

運営形態 カフェテリアを基本とした飲食店

使用形態 市行政財産の使用許可

※使用料は、建物共済分担金の変動等により、年度ごとに増減します。（別紙参照）

上記に掲げる運営形態を基本としますが運営事業者の具体的な運営形態については、4 (4) の②に掲げる運営企画書（以下「運営企画書」という。）においてご提案ください。

(3) 許可の期間

許可の日 ～ 令和 8 年 3 月 31 日（以降は年度毎に更新あり。）

ただし、許可の日からの営業開始を義務付けるものではありませんが、使用料は許可の日から発生します。許可の期間終了後については、許可の終了日の 30 日前までに協議するものとします。

(4) 内装、設備等について

施設の改装又は設備の設置等を必要とする場合については、内容を市と協議の上、運営事業者の負担で実施するものとします。

(5) 現存の設備

市が設置した設備：ガス給湯器、照明設備、窓用ブラインド、内線電話

2 施設利用について

施設の利用は、プラザおでっての開館日及び開館時間の範囲とします。

(1) プラザおでって開館日

毎月第 2 火曜日（その日が国民の祝日に関する法律（昭和 23 年法律第 178 号に規定する休日にあたる場合は、その翌日）及び 12 月 29 日から 1 月 3 日を除く毎日（臨時に休館する日があります。）

(2) プラザおでって開館時間

午前 9 時から午後 9 時 30 分まで

(3) プラザおでって大規模修繕について

プラザおでっては令和 8 年度以降、大規模な修繕を実施予定です。修繕の内容により施設利用について、制限を設ける（一定期間、休業を要請する等）場合があります。

※時期、期間は修繕時期・内容によって随時協議

3 応募資格等

(1) 盛岡市内に本社（本店等の機能を持つ組織を含む。）を置く法人格を有する団体

(2) 直近 2 年度において、応募しようとする団体が盛岡市に納付する法人市民税、固定資産税及び都市計画税並びに消費税及び地方消費税の滞納がないこと。

(3) 営業に際して必要な許可、免許等を有する者又は許可、免許を受けることが確実な者であること。

(4) 募集期間最終日において、市からの受注業務に関し、入札資格停止等の措置を受けている者でないこと。

(5) 団体の代表者、役員、若しくは理事（これらに準じる者を含む。）又は実質的に事業活動を支配するものが、盛岡市暴力団排除条例（平成 27 年 3 月 25 日条例第 9 号）第 9 条第 1 項各号に掲げる者でないこと。

ア 暴力団員（暴力団の構成員及び暴力団の構成員でなくなった日から 5 年を経過しない者をいう。）

イ 暴力団員と生計を一にする配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情がある者を含む。）

ウ 法人その他の団体であって、暴力団員がその役員となっているもの

エ 暴力団員が出資、融資、取引その他の関係を通じてその事業活動に支配的な影響力を有するもの（前号に該当するものを除く。）

(6) 会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てがある者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てがある者など経営状況が著しく不健全であると認められる者でないこと。

(7) 破産法（平成 16 年法律第 75 号）第 18 条若しくは第 19 条の規定による破産手続開始の申立てをされていない者であること。

(8) 募集期間において関係法令の規定による事業若しくは業務の停止又は事務所の閉鎖の処分をうけていないこと。

(9) 応募資格等において虚偽の申請又は事実と反することが認められた場合は、応募資格を失います。また、5 に規定する選考委員会により入居事業者として選考された後であっても取り消す場合があります。

4 募集について

(1) 募集期間

令和 7 年 6 月 25 日（水）から随時募集

(2) 説明・店舗見学

説明及び店舗見학을希望する場合は、交流推進部観光課（019-626-7539）までお問い合わせください。

(3) 応募方法

(4)に示す応募書類一式を募集期間内（土日、祝日を除く。）の午前9時から午後5時までの間に盛岡市交流推進部観光課（盛岡市役所別館7階）まで郵送または持参にて提出してください。問い合わせ先及び問い合わせ時間についても同様とします。（問い合わせは郵送不可。）

(4) 提出書類及び提出部数

① 申込書（様式第1号） … 6部

② 運営企画書 … 6部

任意様式によりますが、次に掲げる事項を記載してください。

ア 運営方針、運営基本コンセプト等

イ 入居を希望する日

ウ 営業日及び営業時間

エ 施設の活用形態が分かるレイアウト図

オ 運営の具体的内容又は取扱品目（主たる販売品又は提供するサービス）

カ 運営組織、雇用体制（正規雇用、パート又は臨時雇用の人員及び配置、人員確保の方法）

キ 運営開始後の収支計画（損益計算書に準じた様式により運営開始年度から営業利益を確保する初年度まで）

ク 廃棄物の処理計画

ケ その他運営に関する企画について必要な事項

③ 団体の概要説明書 … 6部

設立趣旨、事業内容等提案者の概要が分かるもの（任意様式。会社紹介等の既存印刷物でも構いません。創業の場合は、創業計画及び個人経歴書を提出ください。）

④ その他の添付書類 … 各1部

ア 定款、寄付行為

イ 団体の登記簿（履歴事項全部証明書）の写し（申請書提出日の3箇月前までに発行されたもの）

ウ 直近2年度分の盛岡市に納付すべき法人税、固定資産税及び都市計画税の納税証明書並びに直近2事業年度分の消費税及び地方消費税の納税証明書（申請書提出日の3箇月前までに発行されたもの）

エ 直近決算期から過去3事業年度分の貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表に関する書類（任意書式）

オ ア～エにおいて、提出することができない場合又は提出することを要しない場合の申立書（様式第2号）

カ 3(4)に該当する処分等を受けていないことの申立書（様式第2号）

- キ 3 (6)、(7)に該当する手続き中でないことの申立書（様式第 2 号）
- ク 3 (8)に該当する処分等を受けていないことの申立書（様式第 2 号）
- ケ 暴力団、暴力団員又は暴力団若しくは暴力団の構成員と密接な関係を有する者に該当しない旨の誓約書（様式第 3 号）※両面印刷
- コ 役員の一覧表（様式第 4 号）

※ オ～クは同じ様式ですので、複数の記載事項がある場合でも、1 部の提出となります。

(5) 募集要領及び申込書等の配布場所は、次のとおりです。

- ① 市公式ホームページからダウンロード
- ② 交流推進部観光課

5 運営事業者の決定について

- (1) 書類選考の上、運営事業者を決定します。
- (2) 選考の上決定された運営事業者（以下「入居事業者」という。）名については、市公式ホームページにおいて公表します。
- (3) 全応募者に選考結果を書面により通知します。

6 運営事業者決定までのスケジュール

内容	日付
申込書ほか応募書類の提出	令和 7 年 6 月 25 日 から随時受付
書類選考、審査	随時
運営事業者の決定、通知	（書類選考から決定まで 3 ～ 4 週間程度）
行政財産使用許可の申請・許可	随時

7 その他

- (1) 入居事業者の責めに帰す事由により、施設の内装及び備品等を汚損、破壊した場合及び退去する場合は、入居事業者の負担により施設を現状に復帰し返還するものとします。
- (2) 入居事業者が事業を開始するに当たり、免許又は許認可が必要となる場合は、速やかにその写しを提出してください。
- (3) その他市が必要と認める書類について、入居事業者に提出を求めることがあります。
- (4) 入居後において経営状態を把握するため、経営診断を実施する場合があります。
- (5) 応募に必要な費用は、応募者の負担とします。
- (6) 提出された書類は、返却しません。
- (7) 使用申請に基づく権利の全部又は一部を第三者に転貸すること又は譲渡すること若しくは担保に供することは一切禁止します。
- (8) 使用申請及び諸規定に違反した場合の他、開業後業績が著しく不振の場合等には許可を取り消すことがあります。

8 申し込み先及び問い合わせ先

盛岡市交流推進部観光課（担当：滝村）

〒020-8530 盛岡市内丸 12 番 2 号 盛岡市役所別館 7 階

電話 019-626-7539（直通）

電子メール kankou@city.morioka.iwate.jp